

フェニックス・ライジング・ヨガセラピー 養成コース  
追加費用に関する規約

**指導実習中にかかる追加費用**

- ・ 認定フェニックス・ライジング・ヨガセラピストから受けるセッション費
- ・ メンターあるいはスタッフとのコンサルテーションにかかる通信費
- ・ 録音機材の購入あるいはレンタルにかかる費用（必要な場合のみ）
- ・ 認定に必要な追加課題にかかる指導費
- ・ 各課題提出締切日を超えた延長費用

**実習科目開始後のステータス変更について**

実習科目に参加するメンター、教師、事務スタッフは、研修生と同様に、コミットして多くの時間とエネルギーを注いでいます。締切日までに完成課題を提出し、決められた期間内にプログラムを完了すれば、必要なサポートは受けられますが、不意の事情により、これが不可能となることもあり得ます。そのような状況変化においても、可能な限り研修生の必要に応じていきたいと思えます。そのために、状況変化やコース延長に関する追加費用のガイドラインを以下のように設けますのでご了承ください。

- ・ **コース未完了時の延長について**：コースの終了日までに必要課題を終了できない場合、延長することができます。最短1ヶ月から月単位で延長でき、最初の3ヶ月は毎月30,000円、それ以降は毎月36,000円が必要となります。延長期間中にビデオの課題評価を受ける場合には、1回につき9,000円の追加費用が必要となります。
- ・ **追加課題について**：認定前に追加課題が必要とされた場合、追加された課題の分量および指導に関わる期間によって追加費用が決定されます。
- ・ **課題提出について**：課題提出の遅延、または未完了で提出された場合、5,000円の追加費用が必要となります。
- ・ **ビデオ課題の提出について**：ビデオ課題の提出の遅延、または音声聞き取れない等の理由により受領できない場合、再提出1件につき7,500円が課されます。

- ・ **ミッドターム未完了の場合**：やむを得ない事情でミッドタームに参加できない場合、次に予定される養成コースのミッドタームに参加できます。ただし、すでに参加している養成コースの受講費の他に追加費用が必要となりますので、予めご了承ください。

2018年11月20日改訂